

○議長（長澤健君）

それでは、通告1番 11番 堀内春美さんの一般質問を行います。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

早速質問に入らせていただきます。1番、友好都市との交流についての質問をいたします。茨城県大洗町と友好都市を結んでおりますが、その効果について伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。友好都市であります大洗町とは、昨年2月に観光や物産交流を中心とした幅広い分野における交流を通じて、相互の信頼と理解を深め、友好関係を推進するため、友好都市協定を締結したところがあります。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント交流は開催できませんでしたが、本町では、道の駅富士川におきまして大洗町物産展を2回開催したところ、大洗町の新鮮な海産物を目当てに多くのお客様が訪れ、大盛況のうちに終了したところがあります。

また、町広報誌やホームページ、CATVを通じて大洗町の情報を発信してきたことから、町民の皆さまからは「大洗町の観光スポットや魅力を身近に感じた、家族で行ってみたい。」などといった声が寄せられているところであります。

さらに、富士川町の情報発信につきましては、大洗町観光情報交流センターで、今後、行われる予定となっておりますので、一定の効果があつたものと考えております。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

2回ほど物産展を開催したということですが、私、勉強不足ですみません。この物産展開催を知らなかったです。これは私の勉強不足です。私が大洗町を調べてみたところ、大洗町は国内で16もの市町村と、また外国はポーランドのオトフォックス市とも友好都市を結んでいる、大変先進的な町だと分かりました。

この大洗町は、あんこうはもちろんのこと、他の魚類、サツマイモ、シラス、明太子と、特産品がたくさんある町ですが、先ほど課長が2回ほど開催したということですが、今後、また、この大洗町の物産展を富士川町で開く、また、大洗町で富士川町の物産展を開くと、そういった計画もあるのでしょうか、伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。今後のこういった物産交流につきましては、四季を通じて、お互いの物産交流を計画して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひ、継続してお互いの交流を図っていく。やっていっていただきたいと思えます。

再質問です。11月12日から13日と1泊2日で、町長以下9名で大洗町へ表敬訪問に出かけています。そして13日の日に、大洗町と意見交換会をしているのですが、私たち議員が研修旅行で他県に行く場合は、その訪問先の会議室とか、そういったところで意見交換会をするのが通常ですが、この大洗町での意見交換会は、表敬訪問ということもありますが、何か大洗町の特徴的な観光名所みたいなところで意見交換会が行われたのでしょうか、伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。大洗町との意見交換会につきましては、大洗町の役場の会議室におきまして、両町の出席者において意見交換を行ったところであります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今課長の答弁の中に役場の会議室で行われたということですが、私が聞いたところによりますと、この意見交換会に参加した9名が食事をしながらの意見交換会だったということですが、それはいかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

堀内議員、これは友好都市を結んでいる効果についてなので、その質問は通告からそれていますので、次に移ってください。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、この意見交換会で食事をしながらしたんですけれども、この意見交換会の会費として、町長、副町長、政策秘書課長、秘書課の女性職員の運転手の計5名が、1人5千円で2万5千円というものが町の会計から支出されているのですが、一緒に食事をした、意見交換会に出ていった議会の議長、副議長、前議長、事務局長の4名分は支出されていないんですね。そういうのはなぜでしょうか。

それからは意見交換会の時に出た意見を、今後富士川町の政策に、どんなふう
に活かしていくのでしょうか、伺います。

○議長（長澤健君）

堀内議員、友好都市を結んでいる効果なので、先ほどの金額とかそういう部分
ではなくて効果を質問してください。通告にない質問はやめてください。

○11番議員（堀内春美さん）

その意見交換会の時に出た意見を、今後富士川町の政策にどんなふうにか
活かしていくのでしょうか、伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この意見交換につきましては、大洗
町では9月22日に新しく國井町長が就任されました。それで町と議会、両町に
おける中で、意見交換はお互いの町の町政の情報だとか、特に観光の情報、こう
いった意見交換をする中で、これまで築いた友好関係をさらに発展していきたい
と、こういう形の意見交換を行ったところであります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、その意見を今後この町の政策にどんなふうにか活かしていくので
しょうか。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、特に観
光面、物産交流、こうしたものを速やかに取り組んでいきたいという意思をお伝
えいたしました。その結果、11月13日の訪問直後の21、22日の2日間に
わたりまして、道の駅富士川における物産展の開催。そして2月にも2日間にわ
たります物産展を開催する運びとなったことは、そのときの意見交換、表敬訪問
の効果だと考えております。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

その大洗町との意見交換ですが、私の考えですけれども表敬訪問に町長と議長
の代表で運転手と3名で行けば十分済んだことではないかと思えます。大洗町の
ほうから、この9名に来てくださいという依頼がきたとは思えません。こちらの

ほうから9名で行きますということで、大洗町に9名で受け入れてもらったものだと思いますが、9名もで行けば、それだけ費用が掛かるわけなんですね。2日分の日当からホテル代から・・・。

○議長（長澤健君）

堀内議員、通告からそれています。友好都市を結んでいる効果を質問してください。

○11番議員（堀内春美さん）

では、結構です。ですから、今コロナ禍で皆さんも大変な生活をしているわけですから、税金を使うという行政側も議員も気を付けていなければいけないと思います。

次の質問、(2)の質問に移ります。今、コロナ禍で他県に行くというのは極力避けなければなりません。毎年行っていた議員の研修旅行も、ここ2年はやめています。私たち一般の議員もいろいろ勉強しなければならないと思います。富士川町議会では、タブレットを一人1台持ち、そのタブレットを使えば費用が掛からず参加でき、大いに勉強できると思うのと、県下で初めての試みを富士川町議会がしたというのもおもしろいのではないかと思います。

そこで質問です。友好都市との意見交換会を、リモートで行う考えがあるか伺います。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。リモートによる意見交換につきましては、大洗町との協議を行う中で、必要に応じて対応して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひ、県下初の富士川町議会がリモートで行ったというのを実現していきたいと思っております。

次の質問に入ります。町の危機管理体制についての質問をいたします。東日本大震災から10年経過しました。先月2月13日には、また大きな地震があり、富士川町でもだいぶ揺れがひどく、これは東日本大震災の余震だということでした。これから先10年も、まだ余震が続くという発表がありました。山梨県は東海地震と南海トラフという地震も近づいている説もあります。山梨も14市町村が、首都直下型地震緊急対策区域に指定され、南海トラフ地震、防災対策推進地区に指定されているのは25市町村もあり、液状化危険度マップは、青柳、鰍沢

は危険度が高く、マップも一番高いピンクの色になっている、非常に怖いことです。そこで（１）の質問です。災害時の際、まちの危機管理体制はどうなっているのか伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。災害時における町の危機管理体制につきましては、地震と風水害による２系統に分け、状況に応じた第３までの配備体制をとっております。

「第１配備体制」は、震度４の地震発生時や大雨・洪水・大雪注意報が発表された場合に、防災交通課をはじめ政策秘書課、土木整備課など一部の職員が参集することとしております。

「第２配備体制」は、震度５弱および震度５強の地震発生時に各リーダー以上が参集し、大雨・洪水・大雪警報発表時には関係課職員全員の参集、さらに災害等の恐れがあるときは警戒本部を設置することとしております。

「第３配備体制」は、震度６弱以上の地震発生時および風水害・大雪による大規模災害が発生した場合や発生の恐れがあるときに全職員が参集し、状況に応じた危機管理体制を整えることとしております。

災害対策本部の設置は、富士川町地域防災計画において「災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置する。」としており、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長、各課長を部長、各リーダーを班長とした体制で、さまざまな災害に対応することとしております。

しかし、突発的に起こる災害では、本部長が登庁困難な場合や、登庁までに時間を要する場合には、本部長職務代理者を置くことになっているため、地域防災計画において第１順位を副町長、第２順位を教育長、第３順位を防災交通課長と定めております。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

体制はわかりました。再質問です。令和元年４月１日から、富士川町では副町長を置くことになりました。今説明の中にもありましたように、副町長も災害対策本部の副ということですね。それから、副町長を４月１日から置くことになりました。それ以前の議会で、副町長を置く意味を町長に質問したところ、町長は、これからは国の陳情や要望で留守にすることが多くなるので、留守の時、町長の代わりにするため副町長を置くという答弁があり、議会で可決され副町長が置か

れたという経緯がありました。これには、当然危機管理も含められていると思います。そこで伺います。11月12日から13日にかけて茨城県大洗町に表敬訪問に、町長、副町長と出かけ、2日間役場を留守にしていますが、それはどういうことなのでしょう。町長が留守の時の町長の代わりの副町長としての役目が果たされていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

堀内議員、通告からそれています。災害における危機管理体制なので、災害時に対するの質問をお願いします。

○11番議員（堀内春美さん）

ですから災害時といっても災害に備えてということもありますよね。そのために町長の代わりに副町長を置くということですから、その任務について伺います。

○議長（長澤健君）

先ほど、答弁がありましたよね。その順位は教育長、第3で防災交通課長という答弁がありましたけれども。

○11番議員（堀内春美さん）

それでは、再質問を変えます。富士川町長の職務を代理する職員を定める規則というのがありまして、これを見ますと、地方自治法、昭和22年法律第67条第152条の第3項の規定により富士川町長の職務を代理する職員を次のとおり定める。政策秘書課長の職にある職員とあるんですね。先ほどの説明の中には政策秘書課長というのが位置づけされていなかったように思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。先ほども答弁をさせていただいておりますが、本部長が直ちに災害対策本部の設置が必要であると判断した場合、本部長がこられない場合等がございます。その順位につきましては、第1本部長を、先ほど答弁をさせていただきましたが、副町長。第2順位を教育長。第3順位を防災交通課長と定めておりますので、これにつきましては地域防災計画の中で定めていることでございます。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今の答弁の中に、第2を副町長に定めていると答弁なさいましたよね。じゃあ町長と副町長がいっしょに留守になった時はどうなるのでしょうか。誰がその職務の代理をするのでしょうか。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

第1順位を先ほど副町長ということでしたが、副町長がいない場合につきましては、第2順位を教育長としているところでございます。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

先ほども私ちょっと言いかけてましたけれども、町長が不在の時は代わって職務に当たるのが副町長なんですね。そして町のほうでは、職務代理は政策秘書課長と、この書類にはあるんですけども、実際は副町長が担当するんですよ。ですが、先ほど言いましたように町長が出かけるときに、副町長まで一緒に留守にするということはいかがなものでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

危機管理といっても、いろんな場合があります。そういうときに地域防災計画の中では順位を決めながら、町の中が空にならないように順位を決めているわけでありまして。私も常に県内にいるばかりとも限りません。国内も飛び歩きますし、今、コロナの中で海外はありませんけども、これまでも海外へも何回か行かせていただきました。そういう時には、副町長は町長の職務代理をしていくことですから、私に代わって東京に飛んでいかなければならないこともあるわけでありまして。そうすると町には町長もいない。副町長もいない。これは常日頃考えられることです。

そこで、この危機管理体制の中では地域防災計画において、町長はいない、副町長がいないときには教育長、教育長もいないときには防災交通課長。こういう順位を示してあります。先ほど政策秘書課長は、全然でてこないという話がありましたけども、防災計画の中では、政策秘書課長は政策秘書部長として常に入っております。

それと、これは余談になりますけども、大洗は「まち」であります。富士川町は「ふじかわちょう」と「ちょう」でありますけれども、大洗は「おおあらいまち」ですので、これは固有名詞ですので、お間違えのないようお願いしたいと思います。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

「おおあらいまち」なんですね。「ちょう」でなくて。気を付けます。

単純に考えた場合、町長がいないときは副町長が代理、そして、この書類を見ますと副町長がいないときは政策秘書課長、というようなことになっているんですけど、そこでちょっと伺います。町長と副町長がいないときの職務代理で、決裁なんかはどなたがなさるのでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

これはあくまでも危機管理体制のときの町長職務代理者をいっておりますので、通常の役場業務をする一般行政のときの決裁権は、当然副町長にまいます。副町長が留守の時には政策秘書課長になります。それは町長部局の話であります、教育委員会部局では、私の次には教育長が入ってきます。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

くどいようですが、大洗へ町長、副町長、政策秘書課長と、役場のトップ3が行っていますよね。その3人が留守になったときには、職務代理はどなたがなさるのでしょうか。

○議長（長澤健君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

先ほど来言っておりますように、危機管理のときには、町長が不在、副町長が不在の場合は、代理者の第2順位として教育長、教育長もいないときには防災交通課長となっています。それでもいないときには、政策秘書課長が対応するわけですけれども、今回は一緒に同行しているということですから、役場の県政順で順位は下がっていきます。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

これからの気候の変動で、災害がどういう形で襲ってくるのかというのが、予測がつかないような時代になっていると思っております。危険性が大きく、そのための防災ということも大いに考えて、万全な対策を立てておく必要があると考えます。コロナ禍と併せて、町民を守るための町の対応策は非常に重要になっていくと考えますので、極力、町長、副町長、それから政策秘書課長、くどいようですが、この3人が一堂に役場を留守にするというようなことは、11月の12、13日に2日間留守になりました。この時は何事もなかったからいいようなもの

の、何かがあったらば、大変なことになっていたと思いますので、ぜひ、そういう役場トップ3が、いくらその体制が整っているとはいえ、やはりトップ3が留守にするということは極力ないようにしてほしいと思います。

それでは次の質問に入ります。第3の質問ですが、学校給食センターの環境対策について伺います。(1)騒音はだいぶ緩和されましたが、臭いがまだ改善されていないのですが、今後の対策について伺います。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。学校給食センターの臭いに対する環境対策につきましては、先の12月定例会一般質問において答弁したとおり、調理時の臭い対策として「中和消臭システム」、油の除去として「グリストラップ」および、廃水処理システムとして「土壌脱臭システム」により対応しております。稼働後においては、職員による施設周辺の見回りなど、注意をしているところでありますが、これまでのところ学校給食センターの臭いに関する苦情はありません。

しかし、調理時の煮炊き等の臭いがすることは承知しておりますので、今後も施設周辺の環境対策につきましては、細心の注意を払う中で、学校給食センターの適正運営を図って参りたいと考えております。以上になります。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。課長のところへは苦情がっていないようですが、私のところには臭いの苦情がたくさん出てきております。それで、私も何回か行ってみたんですけども、確かに油の臭いがひどいんですね。それでその近所の人たちは、日中洗濯物が外に干せれない、布団が干せれないということで、非常に、特に女性が困惑している。例えば、太陽がさんさんと輝いているのに、洗濯物が外に干せれない、布団が干せれない。そして、臭いがおさまった午後、洗濯物を外に出すとかということをしているんですね。私も目の当たりに見てきました。何軒かの家は、洗濯物は全部家の中なんですね。それは女性からすると、すごい苦痛なんですね。やはり、お天気がよければ布団を干して、夜寝るときにはふかふかの布団の中で寝たいという思いがありますので。それから、太陽に洗濯物を干したいというのは、女性の考えなんですね。それができないというのは女性に対しては非常に苦痛であるわけです。それで12月の一般質問でも私が伺いましたときに、消臭剤で2～3か月でビーズ状の消臭剤を入れて、そして臭いを消しているというように答弁なさいましたよね。その2～3か月のビーズの消臭剤というのが、

今効いていないからこういう苦情がくるわけなんですよね。私が回って歩いたときも、やはり油の臭いがひどい。課長、調理しているときに回ってみてください。油の臭いがひどいです。それから、近所の特に北側の家のほうは、全然、洗濯物とか布団が干せれないんです。風向きによっては違いますが、今のところ北側の3軒が一番ひどいんです。学校給食センターの南側は南のほうに家が向いていますから、北側は壁ですからまだ防げるんです。ですが、学校給食センターの北側の家は、即、庭の前が学校給食センターですから、風向きによっては臭いがひどい。それから今は冬ですから、本来だったら北側からの風で南のほうへ臭いがいくのですけれども、その北側のほうの周辺の臭いがひどいんです、油の臭いなんです。

そこで伺いますが、そのビーズの消臭剤や2～3か月ではだめだっていうことになりますと、1～2か月で交換ということになりますよね。そうするとそのビーズに、その消臭剤に掛かる費用が2～3か月で1年間と、1～2か月に1年間というのは、どんなふうに費用が掛かってくるのでしょうか。2～3か月で交換して1年分と、1～2か月で交換した1年間分ですね。どのくらい費用が掛かるのでしょうか。わかったら教えてください。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。消臭ビーズの交換時期を、例えば2～3か月に1回を1～2か月に1回ということであれば、単純にその費用については2倍までいかないにしても、1.5倍以上はいくと思われれます。また、そちらの費用については、町でも検討して参りますが、この臭いの対策につきましては、周辺の方々の意見を聞きまして、気になるその油の臭い、特にセンターは午前中稼働して、その臭いが出ていると思いますので、そのビーズの交換も含めながら、ほかにどのような対策がとれてくるのか、中和消臭システムの製造メーカーと相談をしながら、改善対策を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今の質問の中に、どのくらい費用が掛かるかと伺ったんですけれども、その消臭剤、1年間の費用はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。ビーズ1個当たりの費用ですが、すみま

せん、詳しくちょっと調査していませんので、費用の総額はでてきておりません。先ほどお答えいたしましたとおり、交換時期を早めればその分の費用はかさむことにはなりません。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

突然、価格を聞きましたので、これは結構です。あとでわかったら教えてください。それから、これは私の素人考えですけれども、12月の議会のとときに、音のときには西側に防音壁を作って2階の屋根までしました。それで音がだいぶ緩和されたんですけれども、その防音壁を、ここは換気扇の音もそこにいつているわけですね。ですから、その筒状というか、西側に作ったその建物を、屋上を通して、建物があり、そこに作りました。これをこういうふうにトンネル状態にして、屋上を通して東側までトンネルみたいにしてもっていけば、東側は道路だし、それからその先は畑ですから、そちらのほうへトンネル状に、音と一緒に臭いも抜くことができないかなと考えるんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。音の対策につきましては、今回防音壁を設置した形で効果等はでていると思いますが、壁以外でも、堀内議員さんが言われたようなやり方も検討の中には入っておりました。実際かなり大がかりなものを設置するもの、また、風等の影響を受けることから相当高額な費用が掛かるといふ意見は聞いておりました。今回の臭いにつきましても、1番は音と違いました、そのときの風の状況でしょうか、そういった形で南に行ったり北にいたり、また、防音壁を飛び越えて西に行くようなこともありますので、今委員会といたしましては、その一番の午前中の使っている9時半から10時半まで、一番臭いの出ているところ、そこで中和消臭システムが最大、よく効果的に機能ができるような形を、製造メーカーのほうとも話をしながら、議員さんの指摘のように、ビーズの交換時期を早める。また、そこで最大の効果ができるような方策を今後考えていきます。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今までのことを考えますと、そのビーズでの消臭剤というのは、そんなに効果がないのではないかと思うんですね。それで、今、課長の答弁にありましたように、トンネルみたいなに抜ける、そういう工事にすると費用も掛かるといふこと

は当然なことですけれども、根本は、民家があるところに学校給食センターを建設したというのがそもそも町の落ち度です。これは12月の議会でも私が言いましたけれども、ここに建設するというのを通した議会にも責任があるわけなんです。ですが、建設に当たっては、臭いとか騒音は建設する前から専門業者が予測できたはずですから、学校給食センターが設計段階でわかっていたはずではないかなと思うんですね。ですが、今さらそのことをいっても遅いんですが、ただ、大事なことは、この学校給食センターがそこに建設されたのは、民家が40年も50年も住んでいる後に、学校給食センターが建設されているんですね。給食センターが建設されてから民家が引っ越してきた訳じゃないんですね。ですから、よく例えでいいますと、鶏が先か卵が先かということはありますけれども、民家があるところに学校給食センターが建設されたんだから、民家に迷惑がかからないようにしなければならないというのは、これは町の責任なんです。そうですね。周りに8軒くらいあるんですね。ですから、これははっきりいって町の落ち度ですね。ですから、建設費がいくら掛かろうが、そこはその住民の人たちが安心して生活できるような建設、その工事、どのくらい掛かるかわかりませんが、それは幾ら費用が掛かっても町としてやらなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。こちらの中和消臭システムですが、私ども委員会と給食センターでも、今回稼働して半年が経過しております。制御的にはこれ自動運転という形で動いているんですが、先ほどもいいました通り、製造メーカーのほうに、その1番の効果的に効く方法、こちらでも検討しながら、今あるシステムでどこまでこの効果が得られるか、そういった形で今後も進めて、臭い対策を解決していきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

先ほどいいましたように、住民が安心して暮らせるようにするのが町と議会の仕事なんですね。ですから、課長は消臭剤のビーズということに非常にこだわっているようですが、今のところビーズの効果が現れていないということであれば、やはり、建設費用が掛かったにしても、何にしてもそういったものに切りかえていかなければならないのではないかと思います。ぜひ、これはしっかりと住民の声を聞いて検討してもらいたいと思います。先ほど申し上げましたように、住民が安心して暮らせるようにするのが町と議会のやるべきことだと思っております。

すので、以上で質問は終わります。

○議長（長澤健君）

以上で通告1番 11番 堀内春美さんの一般質問を終わります。